覚　書

|  |
| --- |
| 本試験名：例）○○研究所において実施する薬剤耐性菌パネルNo.○○を用いた新規抗菌薬の開発本菌株：JARBBパネル　　　合計　◯株（別紙とおり） |

標記の件に関して、国立健康危機管理研究機構・国立感染症研究所・薬剤耐性研究センター（以下「甲」という）と、AA大学・○○○（以下「乙」という）は、下記事項に関して覚書(覚書番号：NIID-AMR-xxxx)を締結する。

記

1. 乙は、甲が岐阜大学 微生物遺伝資源保存センター(以下GCMR)に寄託した本菌株をGCMRの分譲手続きに則って提供を受けるものとする。
2. 乙は、本菌株等の引渡し、維持、管理及び廃棄その他必要な費用を負担するものとする。
3. 乙は本菌株を そのバイオセーフティレベルに基づき、必要に応じてGCMRとの分譲手続きにおいて申告する菌株使用のための施設基準を満たす場所でのみ使用するものとし、甲の事前文書による承諾なく第三者に提供又は譲渡、若しくは開示してはならない。
4. 乙は、本試験の発展により本菌株を本試験以外の目的に使用する際には、甲と共同研究契約を締結した上で使用する。
5. 乙による本試験の結果得られた発明、考案、意匠、ノウハウ及び実証試験データ等一切の技術的成果、並びにこれに基づく知的財産権（その取得権を含む。）は、すべて乙に帰属する。
6. 乙は、本菌株が欠陥、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、甲が乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をせず、且つ甲はいかなる損害賠償義務も負わないことを承認する。
7. 乙は、本菌株を用いた研究が途中であっても甲から要求があった場合には、機密性の保持及び安全性の確保に十分配慮した方法で、甲から提供された本菌株の残余分を破棄しなければならない。
8. 乙は本菌株を用いた研究及び成果を公表するときには、乙は本菌株の出所が甲である旨と文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクト病原細菌を介してGCMRから提供されたこと明記するものとする。
9. 本覚書の有効期限は、締結日から5年間とする。ただし、甲乙協議の上、本覚書の有効期限を延長または短縮できるものとする。なお、本覚書の失効後も、上記3から8の事項は、当該事項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。
10. 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、本覚書の趣旨に鑑み、両者誠意を持って協議のうえ、その取扱いを定める。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自署もしくは押印の上、各1通を保管する。

以上

年　　　　月　　　　日

（甲）住　　所 東京都東村山市青葉町4-2-1

事業所名　国立健康危機管理研究機構

国立感染症研究所 薬剤耐性研究センター

　　　　　　　　　　　　 代表者名 　　　　　　　　 　 　（自著サインまたは押印　）

（乙）住　　所

事業所名

代表者名 （自著サインまたは押印）